

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

(1) 平成22年3月26日 金曜日

宮城県公報

		規則		規則		規則	
		改正		改正		改正	
		告示		告示		告示	
ページ		(税務課)	(農業振興課)	(農業振興課)	(農村整備課)	(事業管理課)	(道路課)
一五	一五	一〇	七	（同）	（同）	（同）	（同）
（税務課）	（税務課）	（都市計画課）	（都市計画課）	（都市計画課）	（港湾課）	（港湾課）	（港湾課）
一五	一四	一〇	七	（同）	六	（同）	（同）
病院局	公 告	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	○宮城県規則第二十九号	○宮城県規則第二十九号	○宮城県規則第二十九号	○宮城県規則第二十九号	○宮城県規則第二十九号
教育委員会		○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（三件）	防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則
		○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	第一条 防災行政無線の管理及び運用に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第七十七号）の一部を改正する。				
			次のように改正する。	次のように改正する。	次のように改正する。	次のように改正する。	次のように改正する。

別表第一号の表SACC宮城県仙台地球の項中

LASCOM宮城県仙台
スイバーード地球

に改める。

別表第一号の表SACC宮城県宮城可搬地球の項中

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地球V77-79の項中

LASCOC自治体宮城県宮城
スイバーード可搬地球

を
LASCOM宮城県宮城可搬地
球V77-79可搬地球

に改める。

別表第三号の表防災雨塚山の項の次に次のように加える。

防災仙台東	
基地局	固定局
	同

多賀城市鶴ヶ谷一・四・一

別表第四号の表SACC自治体宮城県宮城可搬地球V77の項中

SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V77

を

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球

に改め、同表防災仙台合庁の項中

固定局
基地局

を

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地球V71の項中

SACC自治体宮城県宮城可搬地球V75の項中

SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V75

を

改め、同表防災仙台東の項を削り、同表防災古川の項中

大崎市古川旭四・一・一
SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V72

を

大崎市合同庁舎内
SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V73

を

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地球V72の項中

大崎古川旭四・一・一
SACC自治体宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V73

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地
球V73可搬地球

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V73

を

改め、同表防災仙台東の項を削り、同表防災古川の項中

SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V75

を

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V75

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城

宮城県宮城可搬地球V73の項中
SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V73

を

に改め、同表同五〇一～五一、五九一～五九六の項中

大崎市古川旭四・一・一
SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V72

を

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V72

を

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V73

を

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地
球V74の項中

域務北事務所栗原木長地事	同
域務北事務所栗原木長地事	同

を

に改め、同表SACC自治体宮城県宮城可搬地
球V74の項中

SACC自治体宮城県宮城
可搬地球V74

を

LASCOM宮城県宮城
スイバーード可搬地球
V74

に改め、同表

同

同

ダム一〇一～一〇三の項中

大崎地方事務所長ダム総
務管理事務所上大沢ダ

大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川四
五ダム総合事務所内

に改め、同表防災荒砥沢の項中

可搬地球V九八
SCC自治体宮城県宮城

LASC
OM宮城県宮城
可搬地球V九八

に改め、同表水防上大沢

岩沼市下野郷赤江川一・三
内部下水道事務所南浄化セン

中南部市下野郷赤江川一・三
内部下水道事務所仙南浄化セン

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V九八の
に改め、同表水防上大沢

同表防災阿武隈流水の項中

岩沼市下野郷赤江川一・三
内部下水道事務所仙南浄化セン

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V九八の
に改め、同表水防上大沢

仙台市宮城野区港三・八・二〇
内

仙台市宮城野区港三・一・三
内

に改め、

改め、同表防災仙台港湾の項中

同

固定局

栗原市迫字川台五三・一二
理事事務所小田ダム総合事務所内

栗原市迫字川台五三・一二
理事事務所小田ダム総合事務所内

に改め、同表水防小田ダムの項中

県宮城可搬地球V九四の項中

可搬地球V九四
SCC自治体宮城県宮城

LASC
OM宮城県宮城
可搬地球V九四

に改め、

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七六

LASC
OM宮城県宮城
可搬地球V七六

に改め、同表SCC自治体宮城
可搬地球V七六の項中

LASC
OM宮城県宮城
可搬地球V七五

に改め、同表SCC自治体宮城
可搬地球V七五の項中

栗原市栗駒文字字荒砥沢
ム管理事務所内

ダム

栗原市栗駒文字字荒砥沢五
七ダム

管理事務所内

に改め、同表

第一条 防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四号の表同五〇一～五一一、五九一～五九六の項中

（同五〇一～五一一、五九一～五九六）

を

同

同

に改める。

栗原地方ダム総合事務所小田ダム
ム管理事務所内

を

（一）の項中
水防小田ダム一、一〇

水防小田ダム一、一〇
を

に改め、同表水防小田ダム一、一〇

同

同

を

に改め、同表水防小田ダム一、一〇

栗原市迫字川台五三・一二
理事事務所小田ダム総合事務所内

栗原市迫字長崎川台五三・十二
理事事務所小田ダム総合事務所内

を

に改め、同表水防小田ダム一、一〇

栗原市迫字川台五三・一二
理事事務所小田ダム総合事務所内

栗原市迫字長崎川台五三・十二
理事事務所小田ダム総合事務所内

を

に改め、同表水防小田ダム一、一〇

栗原市迫字長崎川台五三・十二
理事事務所小田ダム総合事務所内

栗原市迫字長崎川台五三・十二
理事事務所小田ダム総合事務所内

を

に改め、同表水防小田ダム一、一〇

水防荒砥沢ダム一〇一～一
水防荒砥沢ダム一〇一～一

水防荒砥沢ダム一〇一～一
水防荒砥沢ダム一〇一～一

を

に改め、同表

防災宮城五〇一
一〇五〇八〇五一
五九六

に改め、同表防災宮城二の項を削り、同表消防宮城県一一〇、

二二〇の項中

消防宮城県一一〇、

消防宮城県一四〇、

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十六日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

古川市のうち次に掲げる区域大字新田の項中「のうち、一番から一八九番の二まで及び一九二番の二から一一三番まで」及び「のうち一番から一一〇番の一まで及び一四四番から一五七番まで」を削る。

○宮城県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行つた地区的名称

上区東部地区

二 处分の年月日

平成二十二年三月十七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百四十七号

○宮城県告示第二百四十六号
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年三月二十六日

許可を取り消した年月日

平成二十二年三月五日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	申請区分及び建設可
有限会社菅勉建設	仙台市太白区鈎取二丁目三十・二十三	号第三千二百四	工を取り消した許可
菅原 勉	仙石郡鹿矢字矢袋屋敷	号第三千二十六	の種類
株式会社太田産業	合石巻市鹿矢字矢袋屋敷	号第三千二十六	を申請した
太田 忠雄	仙台市太白区大谷地二八	号第三千二十六	の年月日
株式会社大谷地造園土木	仙台市太白区大谷地二三	号第三千二十六	を許可した
佐藤 俊雄	合石巻市鹿矢字矢袋屋敷	号第三千二十六	の年月日
東北大進設備株式会社	上仙台市青葉区上愛子字町十三・一	号第三千二十六	を許可した
菅井 孝司	黒川郡大郷町羽生字原	号第三千二十六	の年月日
八八巻建築工事店	煙一丁目	号第三千二十六	を許可した
佐々木 勉株式会社	中仙町七・七十三	号第三千二十六	の年月日
エルエス・バイ・エフ	丁仙台市宮城野区幸町二	号第三千二十六	を許可した
結城 孝	百第廿三・一	号第三千二十六	の年月日
中城建設株式会社	百第廿三・一	号第三千二十六	を許可した
特一水土工事事業	百第廿三・一	号第三千二十六	の年月日
定部施設事業	百第廿三・一	号第三千二十六	を許可した
道装設工事業	百第廿三・一	号第三千二十六	の年月日
土木工事事業	百第廿三・一	号第三千二十六	を許可した
廃業	百第廿三・一	号第三千二十六	の年月日
事業	百第廿三・一	号第三千二十六	を許可した

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	角田柴田線
三 道路の区域	

変更の区間		前 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市神次郎字中田九六番一地先から 同市神次郎字中田一〇一一番一地先まで	前	一三・五 三六・五	三七・一	
	後	一一・九 三五・五	三七・二	

○宮城県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	塩釜亘理線
三 道路の区域	

変更の区間		前 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市押分字新田東一九一一番三地先から 同市早股字新小林一四番一地先まで	前	九・〇 一三・四	一一・九 一七八・〇	
	後	九・〇 三六・〇	一一・九 一七八・〇	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	築館栗駒公園線
三 道路の区域	

変更の区間		前 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 同市栗駒沼倉地先まで(区間その一)	前	一三・九 一〇八・二	一〇八・二		
	後	一一・四 一六〇・〇	一一・四 一六七・八		区間その一

○宮城県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第二百四十九号

県道	県道	種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
築館栗駒公 園線	築館栗駒公 園線			
栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 同市栗駒沼倉地先まで(区間その一)	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 同市栗駒沼倉地先まで(区間その一)	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 同市栗駒沼倉地先まで(区間その一)	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 同市栗駒沼倉地先まで(区間その一)	平成二十一年三月二十六日

先まで(区間その一)

○富城県告示第一百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 払川町向線	本吉郡南三陸町歌津字伊里前二三三番八地先から同郡同町歌津字伊里前二三三番八地先まで	平成二十一年三月二十六日

○富城県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 地線 岩沼海浜緑	岩沼市押分子新田東一九三番一地先から同市押分子奥山七八番一地先まで	平成二十一年三月二十九日

○富城県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 塩釜亘理線	岩沼市早股字新小林二四番一地先から同市早股字新田東一六二番三地先から	平成二十一年三月二十九日

○富城県告示第一百五十四号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程(平成九年宮城県告示第四百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「昭和六十一年四月一日以降」及び「新たに」を削り、「設置する電線類」の下に「(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。)」を加え、「六分の五」を「九分の八」に改め、同項第七号中「昭和六十一年四月一日以降」及び「新たに」を削り、「電線類」の下に「(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。)」を加え、「六分の五」を「九分の八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路占用料規程の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○富城県告示第一百五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 免許年月日	平成二十年八月二十一日
二 免許を受けた者の名称	
三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域	

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十一、同蒲生字町八十八番地二に接する地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地一並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、(1)の地点から(8)の地点を直線で結んだ線及び(8)の地点と(9)の地点を結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+1・四八メートル)における公有水面と陸地との境界線及び(1)の地点と(9)の地点を直線で結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+1・四八メートル)における公有水面と同区蒲生字町九十七番地に隣接する既設防波護岸との境界線に囲まれた区域

(1)の地点 宮城県仙台塙釜港仙台港区(南防波堤外端)に設置されている仙台南防波堤灯台

(北緯三八度一五分五六秒、東經一四一度〇一分四九秒)(以下「基点」という。)から

北緯三八度五八分〇六秒、一、六六九・七一メートルの地点

北緯三八度五六分四八秒、六〇・五九メートルの地点

北緯三八度五五分二二秒、四分〇六秒、一三七・七一メートルの地点

次の各地点を順次直線で結んだ線及びⒶの地点とⒷの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

区域

Ⓐの地点 基点から二六九度五六分二七秒、一、六二三・六一メートルの地点

Ⓑの地点 Ⓐの地点から一七五度二七分一三秒、三八・九三メートルの地点

Ⓒの地点 Ⓑの地点から二一九度五九分〇四秒、二六七・四三メートルの地点

Ⓓの地点 Ⓒの地点から五〇度〇三分二三秒、一一一・八〇メートルの地点

Ⓔの地点 Ⓓの地点から九六度一一分四三秒、一一・一六メートルの地点

Ⓕの地点 Ⓓの地点から五四度二二分〇四秒、三〇〇・六三メートルの地点

Ⓖの地点 Ⓓの地点から六〇度二分一一秒、一九・一七メートルの地点

Ⓗの地点 Ⓓの地点から七一度〇九分一二秒、一四・七二メートルの地点

Ⓘの地点 Ⓓの地点から八三度二八分二四秒、一三・九九メートルの地点

Ⓛの地点 Ⓓの地点から九五度〇六分〇四秒、一六・七〇メートルの地点

Ⓜの地点 Ⓓの地点から一一〇度二一分〇一秒、一六・四八メートルの地点

Ⓝの地点 Ⓓの地点から一一三度五二分〇一秒、一七・一九メートルの地点

Ⓞの地点 Ⓓの地点から一一三一度五一分三秒、一一・七一メートルの地点

Ⓟの地点 Ⓓの地点から一一三度三〇分一九秒、九一・三七メートルの地点

Ⓡの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓣの地点 Ⓓの地点から一〇八度二三分一四秒、一三・九一メートルの地点

Ⓤの地点 Ⓓの地点から一〇八度二三分一四秒、一三・九一メートルの地点

Ⓛの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓜの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓝの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓞの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓟの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓡの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓣの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓤの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓛの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓜの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓝの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓞの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

Ⓟの地点 Ⓓの地点から一一九度四七分一一秒、二六・三三三メートルの地点

一 都市計画区域の名称

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同八十九番地二十四、同蒲生字町八十八番地

二、同八十八番地七、同九十七番地の地内並びに同中野字高松八十番地十一、同蒲生字町八十八番地の二の地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地一並びに同九十七番地に接する国有海浜

地に接する地先公有水面

(二) 区域

四 埋立ての用途

ふ頭用地(護岸用地を含む。)

○宮城県告示第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、追都市計画区域、登米都市計画区域、東和都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域を次のとおり変更した。

栗原市	行政区域名	町字
金成姉歛	小字	
全部	の全部又は一部	

二 新たに都市計画区域内に含まれる土地の区域

一 都市計画区域の名称

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十二年三月二十六日

○宮城県告示第一百五十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、
建築都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域を次のとおり変更した。

市町村名	町字	小字	の全部又は一部
登米市			
豊里町			
大字日根牛			
浦下沼田、二番江、寿崎前、北沢山、北待井、下和、葭新江、立合、下屋浦、新切津、町	阿羅田、小川向	小島長橋、小島高梨、日野渡、雜田原	一部
一部	一部	一部	全部

三 都市計画区域から除外される土地の区域

南方町	
豊里町	
笑沢、大沢、平林、上沼田、中沼田、久寿田	後沢田
一部	全部
金成金生、金成祝、志波姫伊豆野	志波姫八樟
金成桜町	金成小迫
金成沢辺	金成八樟
金成梨崎	待井佐野、南沢、仲道
滝ノ沢、小沢田、錢神沢、道才沢	

築館字城生野	志南町の伊姫志波、北脇豆下波姫志、南野里姫花波志、中崎姫波志志沖東館姫波波波浦荒姫姫志、町荒芝南波	姫刈姫志敷糠伊城姫志沿敷新姫波志塚豆内城波崎御馬大新姫志、野南内姫冲蔵場江德要姫波志、北下西、北富害藏姫波志志、東場姫波志波志志、志新姫姫波志波姫波志、刈新北姫波	志波姫北郷										
下北袋、城下、白山浦、志田海			屋敷前、荒町	我小糠塚、糠塚、糠塚前、杉屋敷前、我田南、	諏壁、芝の脇東	北町洞新徳富前、前谷地前、大町南、江北町尻戻前、大西前、町北、南側、南下浦町芝の前、城内前、加藤前町、浦馬場、大江上	敷前、御蔵東、本屋敷、上袋、藏場、下刈敷、花輪、新治郎、上刈	三丁目、御蔵東、本屋敷、我田北、藏場、下刈敷、花輪、新治郎、上刈	里		花館	内畠、新字南	待井佐野、南沢、仲道
全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	全部	全部	一部	一部	一部	一部	一部

栗原市 金成沢辺	行政区域名 町字 小字 一部 の全部又は一部	栗原市 金成沢辺	登米市 石越町北郷	栗駒中野 石越町南郷	栗駒鳥沢 栗駒里谷	栗駒猿飛來 栗駒大林	北上野 北上野、峰前 北上野、峰前、横峯 北上野、峰前、横峯、中江向 北上野、峰前、横峯、中江向、外袋	峰前 峰前 峰前 峰前 峰前	全部 一部 一部 一部 一部	全部 一部 一部 一部 一部	築館字富 築館字照越 築館字八沢 築館字八沢 築館字八沢	地蔵堂、北田沖、若宮 梨木平、大袋、天神前、大袋道 荒瀬沖、境、下熊川 荒瀬沖、境、下熊川	志波姫南郷 志波姫上戸南 築館字八沢 築館字八沢 築館字八沢	蓬田、堅沢 蓬田、堅沢 蓬田、堅沢 蓬田、堅沢 蓬田、堅沢	
三 都市計画区域から除外される土地の区域															

○宮城県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 都市計画区域の名称
大崎広域都市計画区域
- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
無し
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域
無し

○宮城県告示第一百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、鶴沢都市計画区域を廃止した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第一百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、登米都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

登米都市計画区域

○宮城県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を次のとおり変更した。

○宮城県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画道路

2 名称 三・四・一号 北方中田線、三・四・二号 西館大綱線、三・五・七号 石森佐沼線、

三・五・八号 中江塚崎線、三・五・九号 中江末広線、三・五・一〇号 中江飯島線、

三・六・一〇号 錦平柳線、三・五・一四号 米谷大橋線、三・五・一五号 米谷中央線、

三・五・一六号 新大橋線、三・四・五号 新田加ヶ巻線、三・五・一八号 柳津大通線、

三・五・一九号 柳津宮町線

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画土地区画整理事業

2 名称 中江土地区画整理事業

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

二 都市計画の変更に係る土地の区域

○宮城県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

2 名称 三・三・一号 国道幹線、三・四・二号 源光町田線、三・四・七号 石越駅四ツ谷線、

三・四・八号 新山十文字線、三・四・九号 川北川南線、三・四・一一号 末町三島線、

三・五・一三号 中央線、三・五・一四号 一迫北線、三・五・十七号 金成石越線、

三・五・一八号 新山下町線、三・五・一九号 末町上小路線、三・六・二二号 茂庭町
田町線

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○富城県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、築館都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画公園

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○富城県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鶯沢都市計画公園

二 都市計画の変更の種別

廃止

○富城県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画下水道

二 都市計画の変更の種別

廃止

○富城県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画に規定により、鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

ついての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鶯沢都市計画道路

二 都市計画の変更の種別

廃止

○富城県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 三・四・一号 五輪原荒町線、三・四・一号 館浦宮下線

二 都市計画の変更の種別

廃止

○富城県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八條第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 迫川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

鶴沢都市計画迫川流域下水道が決定されている区域

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、鳴子都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画道路
整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大崎広域都市計画区域

○富城県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鳴子都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画風致地区

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○富城県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

大崎広域都市計画道路
米袋荒谷線、三・四・一号 鶴ヶ塙新田線、三・四・三号 古川中央線、
李坪飯川線、三・五・七号 大崎大通線、三・五・一一号 並柳福浦線
駅前一号線、三・二・一六号 鶴ヶ塙沖稻葉線、三・三・一二三号 三本
木幹線、三・五・二五号 南町館山線、三・五・二六号 北町中央線、三・五・一七号
新町壹刈線、三・四・一八号 鹿島台駅前線、三・五・一九号 鹿島台大通線、三・三・
三三号 岩出山幹線、三・四・三五号 通丁南町通線、三・四・三六号 東川原轟線、
麻下多田川線、三・五・一〇三号 並柳菜切谷線、三・四・一〇四号 田川平柳線、三・
三・一〇一号 南小牛田北浦線、三・四・一〇二号 彫堂線、三・四・一〇三号 新町小
牛田駅停車場線、三・四・一〇四号 石巻酒田線、三・五・一〇五号 小牛田駅停車場松
山線、三・四・一〇七号 駒米線、三・六・一〇九号 素山化粧坂線、三・一・一一〇
号 関根線、三・三・三〇一号 中島砂田線、三・四・三〇一号 砂田黄金線、三・四・
三〇四号 本町下築線、三・四・三〇五号 涌谷大通線

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○富城県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

大崎広域都市計画公園

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画公園
九・六・一号 化女沼公園、五・五・一号 新世紀公園

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

二 都市計画の変更の種別
　　名称の変更

○富城県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事　村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画緑地

2 名称 一号 新江合川緑地、二号 岩出山江合川緑地、一〇一号 鳴瀬川中新田緑地

二 都市計画の変更の種別

　　名称の変更

○富城県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事　村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 大崎市古川南土地区画整理事業

二 都市計画の変更の種別

　　名称の変更

○富城県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画に

についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事　村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 鳴瀬川流域下水道

二 都市計画の変更の種別

　　名称の変更

○富城県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を富城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事　村井嘉浩

一 都市計画の種類

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大郷都市計画区域

　　公　　告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十一年三月二十六日

宮城県知事　村井嘉浩

一 隨意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

　　業務　一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

　　総務部税務課　仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日　平成二十一年三月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地　株式会社工ヌ・ティ・ティ・データ　東京都江東区豊洲三丁目三番二号

病院局

五 契約金額 三千八百八十万八千円
六 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十一号)第十条第一項第一号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県立循環器・呼吸器病センター院長 佐 藤 尚

一 落札に係る調達案件の名称及び数量 宮城県立循環器・呼吸器病センター清掃等業務 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県立循環器・呼吸器病センター

城県栗原市瀬峰根岸五十五番1号

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月十日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 同和興業 株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六の一
五 落札金額 四千六百三十万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十一日

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように

改正する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年三月二十六日

宮城県立精神医療センター院長 小 高 晃

一 落札に係る調達案件の名称及び数量 宮城県立精神医療センター清掃等業務 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県立精神医療センター 宮城県名取市手倉田字山無番地

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月五日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 包徳 宮城県仙台市青葉区通町二丁目九の一
五 落札金額 六千八十五万八千円

六 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

宮城県仙台一華高等学校
仙 台 市

宮城県第一女子高等学校
仙 台 市

第二十六条の表中

宮城県第三女子高等学校 仙 台 市

を

平成二十二年三月二十六日

宮城県立がんセンター総長 菅 村 和 夫

宮城県石巻好文館高等学校	宮城県飯野川高等学校
宮城県河南高等学校	宮城県古川工業高等学校
宮城県水産高等学校	宮城県石巻工業高等学校
宮城県石巻商業高等学校	宮城県塩釜女子高等学校
宮城県塩釜高等学校	宮城県塩釜高等学校
宮城県水産高等学校	宮城県塩釜高等学校
宮城県石巻北高等学校	宮城県塩釜高等学校
宮城県石巻市	宮城県塩釜市

を

を

を

宮城県仙台一華中学校	宮城県飯野川高等学校 飯野川校
宮城県仙台一華中学校	宮城県石巻市
宮城県白石高等学校	宮城県白石工業高等学校
宮城県白石市	宮城県白石市
宮城県古川黎明高等学校	宮城県古川黎明高等学校
宮城県白石市	宮城県白石市

に改

に

に

宮城県仙台一華中学校	宮城県飯野川高等学校 十三浜校
宮城県仙台一華中学校	宮城県石巻市

め、同表宮城県志津川高等学校の項の次のように加える。

宮城県石巻北高等学校 飯野川校	石巻市
宮城県石巻市	宮城県石巻市

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会

教 育 長 小 林 伸 一

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「宮城県第三女子高等学校 宮三女」を「宮城県仙台三桜高等学校 仙三桜高」に、

「宮城県飯野川高等学校 河高」を「宮城県石巻北高等学校 石北高」に、

「宮城県塩釜女子高等学校 塩女」を「宮城県塩釜高等学校 塩高」に、

「宮城県白石女子高等学校 白高」を「宮城県白石高等学校 白高」に、

「宮城県志津川高等学校 志高」を「宮城県志津川高等学校 志高」に、

「宮城県古川黎明中学校 古黎中」を「宮城県仙台一華中学校 志高」に、

「宮城県松山高等学校 古黎中」を「宮城県仙台一華中学校 志高」に、

「宮城県田尻さくら高等学校 田高」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月一十六日

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のようにより改正する。

第十八条第二項第四号中「前二回」を「前各回」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るために対策に関する事項。

五 職員の精神的健康の保持増進を図るために対策に関する事項。

第二十二条第四項中「本庁にあっては」を「本庁にあっては」に、「課又は係」を「班又は所属長が指名する者」に改める。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会告示第七号

平成二十一年三月十七日次のとおり指定した。

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

施設名	所在地	設置者
東北学院大学博物館	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目二番一号	学校法人東北学

人事委員会

人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月一十六日

宮城県人事委員会

委員長 石附成二

○人事委員会規則八・六・二十四

人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に、「四時間」を「(四時間(次項に定める学校職員にあっては、同項に定める時間。以下この項において同じ。)」に、「第十一条第一項」を「第八条の四第一項」に、「第十五条第一項において」を「以下」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第五条の人事委員会規則で定める学校職員及び人事委員会規則で定める時間は、任命権者が、人事委員会の承認を得て別に定める学校職員及び時間とする。

第四条中「第六条第一項」を「第六条第三項」に改め、同条を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

任命権者等は、条例第六条第一項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する学校職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該学校職員の休

宮城県選挙管理委員会

- 宮選管告示第三十九号
- 平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。
- 平成二十二年三月一十六日

委員長 佐藤健一

新中島南北区集会所の項中「新中島南北区集会所」を「新中島南北区集会所」に、東松島市矢本西公民館の項中「東松島市矢本西公民館」を「東松島市矢本西市民センター」に、東松島市下町地区学習等供用施設の項中「東松島市下町地区学習等供用施設」を「東松島市矢本東市民センター」に、東松島市大塩公民館の項中「東松島市大塩公民館」を「東松島市大塩市民センター」に、東松島市大曲地区「ミニユーティセンター」の項中「東松島市大曲地区「ミニユーティセンター」を「東松島市大曲市民センター」に、東松島市赤井公民館の項中「東松島市赤井公民館」を「東松島市赤井市民センター」に、東松島市東松島市小野公民館の項中「東松島市小野公民館」を「東松島市小野市民センター」に、東松島市野蒜公民館の項中「東松島市野蒜公民館」を「東松島市野蒜市民センター」に改める。

憩時間を同項に規定する四十五分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者である場合における当該学校職員を除く。次号において同じ。）がその子を養育する場合

イ 就業していない者（就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

二 小学校に就学している子のある学校職員が児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く場合

三 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」といふ。）を介護する学校職員が要介護者を介護する場合

四 妊娠中の女子学校職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

五 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、同法第二十一条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校並びに公務に関する能力の向上に資する教育施設として任命権者等が認めたものにおいて修学する場合

2 前項の申出があつた場合においては、任命権者等は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該申出をした学校職員に対し通知するものとする。

3 第一項の申出をした学校職員において、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が生じた場合には、当該学校職員は遅滞なく、その旨を任命権者等に届け出なければならない。ただし、

同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が、子の出生である場合には、第二十五条第一項の規定による届出をもつてこの届出に代えることができるものとする。

4 任命権者等は、第一項の申出又は前項の届出の内容について確認する必要があると認めるときは、当該申出又は届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができること。

第五条の一を次のように改める。

（船舶に乗り組む学校職員の勤務時間の特例）

第五条の一 任命権者が、船舶に乗り組む学校職員の勤務時間を五十二週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあっては、条例第三条第二項の規定に基づき定める時間）とする場合には、条例第七条の二第一項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

2 任命権者が、船舶に乗り組む学校職員の休憩時間を当該学校職員の勤務時間が一日について七時間四十五分の場合は一時間、当該学校職員の勤務時間が一日について七時間四十五分以上十五時間三十分以内（公務上臨時の必要があるときは、一日について十五時間三十分以上三十一時間以内）の場合にあっては一日について少なくとも八時間三十分（公務上臨時の必要があるときは、一日について少なくとも十七時間）と定める場合には、条例第七条の二第三項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

第六条の一第一項中「（昭和二十一年法律第六十四号）」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。
(時間外勤務代休時間の指定)

第十四条の二 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第十四条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」といふ。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者等は、条例第八条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいふ。以下同じ。）及び代割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十四条第三項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」といふ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間、次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 給与条例第十四条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

前項の場合において、その指定は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数を単位として行うものとする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員 四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 四時間又は勤務日（との勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は勤務日）との勤務時間の時間数となる時間）

4 任命権者等は、条例第八条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者等が、業務の運営並びに学校職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者等は、学校職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者等は、条例第八条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした学校職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該学校職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十五条第一項中「（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）及び「（条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいつ。以下同じ。）を削り、「（休日）」を「（条例第八条の四第四項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間にことの勤務日の日数及び勤務日）との勤務時間の時間数が同一であるものをいう。（以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た日数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項、第三項及び第四項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数（四週間に超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第十七条中「職員」を「学校職員」に改め、「日数」の下に「を超えない範囲内の残日数」を加える。

第十八条第二項中「第十六条第一項に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日」との勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる学校職員以外の学校職員 七時間四十五分

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 三時間五十五分

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 四時間五十五分

ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 七時間四十五分

三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる学校職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日との勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる学校職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）七時間四十五分

第十二条第一項第二十七号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、前項第六号、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十条に次の二項を加える。

一 時間を単位として使用した前項ただし書きの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学

校職員の凶少立候」、前語如即立候るの皆題数をカハト「立ヒホヘ。
 一 次印及び第三印立候るの外校職員以外の外校職員 十世題目十日介
 二 前短時間勤務職員 勤務印の勤務時間の皆題数(十世題目十日介
 トセ、七世題目十日介候」、一介未標の標数かねヒ他立、ノハモ守つ候じた皆題)
 三 ト候、前短時間勤務職員 七世題目十日介
 第十九條第一項「トセ、八世題」を「七世題目十日介」に改める。

書記

(題に記入)

1 「の規定せ、叶成」十一世題目「口から施にあ。だだつ、次項の規定せ、六本の口から施にあ。
 NQ°
 (無標に記入)

2 改正後の人事部員(既記入ハ、K(外校職員の勤務皆題、休壁拂上題やる規定)既川紫源四價の規定
 付止めん人事部員の承認せ、上の規定の題にの口添いもこてやにいじらしにれ。

公 司 城 田 曜 金 日

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成22年3月26日

宮城県公安委員長 中村 孝也

第1条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	15	一般国道47号(仙台 北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 宮城郡利府町沢乙字須沢3番85先まで	」を に
---	----	---------------------	----------------------------------------	---------

改める。

第2条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ウ中「搜査及び」を「検査、交通の取締りその他」に改め、同項第5号イ中「外見上」を削り、「車両であることが明らか」を「用務に從事中の」に、「検査及び」を「検査、

交通の取締りその他」に改め、同項第6号ア中「外見上」を削り、「車両であることが明らか」を「用務に從事中の」に、「検査及び」を「検査、交通の取締りその他」に改め、同項第7号ア中「外見上」を削り、「車両であることが明らか」を「用務に從事中の」に、「検査及び」を「検査、交通の取締りその他」に改め、同項第2項中「者は、」の後に「交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は警察署長を経由して」を加え、同項第3項中「者は、」の後に「交通規制課長又は警察署長を経由して」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

次に掲げる講習を受けようとする者は、第1号、第6号、第7号、第15号及び第17号については交通部運輸教育課長(以下「運輸教育課長」という。)を、第2号から第4号まで及び第16号については法第108条の2第3項の規定により委託された者から運輸教育課長を、第5号については交通部企画課長を、第8号から第14号までについては運輸免許課長を経由して、それぞれ公安委員会に申出又は申請しなければならない。

- (1) 令第37条の6第2号に規定する運転者特定任意講習
- (2) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者(更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者にあっては、法第101条の4

第2項の規定に基づく認知機能検査を受け、認知機能が低下しているおそれがないと認められたものに限る。以下第3号において同じ。)が自動車等の運転をすることにより、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて、公安委員会の確認を受けるもの(以下「チャレンジ講習」という。)

- (3) 前号の確認の結果、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者が希望により受講する法第108条の2第21項の規定による講習で、国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの(以下「簡易講習」という。)
 - (4) 前2号に掲げる講習以外のもので、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者が、次に掲げる区分に応じ、更新申請日前6月以内に任意に受講できるもの(以下「シニア運転者講習」という。)
 - イ 更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の者
 - (5) 施行規則第38条第1項に規定する安全運転管理者等講習
 - (6) 施行規則第38条第2項に規定する取消処分者講習
 - (7) 施行規則第38条第3項に規定する停止処分者講習
 - (8) 施行規則第38条第4項に規定する大型車講習、中型車講習又は普通車講習

認印

(9) 施行規則第38条第5項に規定する大型二輪車講習又は普通二輪車講習
(10) 施行規則第38条第6項に規定する原付講習
(11) 施行規則第38条第7項に規定する大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車講習
(12) 施行規則第38条第8項に規定する応急救護処置講習(+)又は応急救護処置講習(=)
(13) 施行規則第38条第9項に規定する指定自動車教習所職員講習
(14) 施行規則第38条第10項に規定する初心運転者講習
(15) 施行規則第38条第11項に規定する運転免許証更新時講習
(16) 施行規則第38条第12項に規定する高齢者講習
(17) 施行規則第38条第13項に規定する違反者講習

第34条第2項中「又は申請」を「又は申請書類の提出先」に改め、同項の表を次のように改める。

申請等窓口	講習の種類
安全運転管理者等講習実施会場	安全運転管理者等講習
宮城県運転免許センター	1 取消処分者講習 2 停止処分者講習 3 原付講習 4 運転免許証更新時講習(運転者特定任意講習を含む) 5 違反者講習
1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター	1 原付講習 2 運転免許証更新時講習
講習業務受託先	1 大型車講習 2 中型車講習 3 普通車講習 4 普通二輪車講習 5 大型旅客車講習 6 中型旅客車講習 7 普通旅客車講習 8 心臓急救救護処置講習(=) 9 高齢者講習 10 チャレンジ講習 11 簡易講習 12 シニア運転者講習
公安委員会が指定した指定講習機関	1 取消処分者講習 2 初心運転者講習
指定自動車教習所職員講習受託先	指定自動車教習所職員講習

別表第1に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
--------	-------------	-----------------

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

番号	路線名	区間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成方馬合手柄地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡田村町大字足立字中ノ久保地内から山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋194番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2号先まで
6	一般国道4号	名取市植松字八生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで
7	一般国道4号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から栗原市築館源光101番7先まで
8	一般国道6号	亘理郡山元町坂元7番1先まで
9	一般国道6号複線 (38)	亘理郡山元町大平字新平88番地先から亘理郡山元町大平字新平98番3先まで
10	一般国道6号(仙台 東部道路)	亘理郡山元町大平字新平110番7先から亘理郡山元町大平字新田39番1先まで
11	常磐自動車道	亘理郡山元町大平字新平110番7先から亘理郡山元町大平字新田39番1先まで
12	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から仙台市沼波松川149番先まで
13	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	仙台市青葉区中野字柳原40番7先から仙台市利府町春日字山岸2番3先まで
14	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで
15	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで

第53条の見出し中「等」を削り、同条中「又は宮城県警察交通機動隊長」を削る。

縣 公 埼 町 田

16	一般国道47号（仙台北部道路）	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から黒川郡富町穀田字松葉55番12先まで
17	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先（南向側）から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
19	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
20	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人来田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
21	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
22	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町一丁目5番1先から仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
23	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から宮城郡利府町利原字新塙橋116番1先まで
24	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢乙字昭沢4番5先から黒川郡大和町落合舞野字涉戸東35番3先まで
25	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神合沢字館ノ内2番2先から宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
26	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
27	主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前三丁目5番1先から仙台市宮城野区岩切一丁目186番地先まで
28	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
29	主要地方道塩釜亘理線	名取市網上一丁目無番地先から岩沼市下野郷字新田1番2先まで
30	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から亘理郡亘理町字旧館61番21先まで
31	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から塩竈市港町二丁目127番地先まで
32	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から名取市植松字新橋105番1先まで
33	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
34	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から塩竈市港町一丁目75番地先まで
35	主要地方道仙台南イシタ一線	仙台市若林区今泉字二木西25番1先から仙台市太白区茂庭字人来田中57番先まで

36	主要地方道仙台南イシタ一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
37	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
38	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から多賀城市栄四丁目13番3先まで
39	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から仙台市若林区木下二丁目27番8先まで
40	一般県道亘理インター線	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から仙台市若林区木下二丁目27番8先まで
41	一般県道岩沼浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から岩沼市未広一丁目340番4先まで
42	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅合台四丁目41番6先から宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
43	市道土樋藤塚線（その1）	仙台市若林区土樋6先から仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
44	市道原町広岡線（その2）	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市太白区長町三十目2番2先まで
45	市道長町2号線	仙台市太白区長町七丁目201番23先まで仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
46	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から仙台市宮城野区宮城野三丁目422番2先まで
47	市道元寺小路福室線（その2）	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から仙台市宮城野区宮城野三丁目1022番12先まで
48	市道元寺小路福室線（その4）	仙台市宮城野区福室字県道前113番1先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
49	市道鶴ヶ谷仙台港線（その3）	仙台市宮城野区中野字石橋116番1先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
50	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
51	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から仙台市太白区東郡山字源兵衛東19番3先まで
52	市道原町東部第三幹線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から仙台市若林区六丁の目東町5番先（南東角）まで
53	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
54	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から岩沼市坂上二丁目15番1先まで
55	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分子字須加原129番1先から岩沼市押分子字須加原129番1先まで

56	市道一野倉工業団地 2号線	岩沼市押分子須加原129番1先から 岩沼市押分子須加原122番先まで
57	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分子新大司159番1先から 岩沼市押分子新大司422番1先まで
58	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
59	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
60	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南北西角)まで
61	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南北西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
62	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から角)まで
63	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南北東角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南北東角)まで
64	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

様式第6号確認者の項中「警察署交通課」を「警察署」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 法第45条の2第1項の規定による高齢運転者等が運転する普通自動車の届出、同条第3項の規定による高齢運転者等標準の申請、同条第4項の規定による高齢運転者等標準の返納又は施行規則第6条の3の3の規定による高齢運転者等標準の記載事項の変更の届出は、交通規制課長又は警察署長を経由して行わなければならない。

この規則中第1条の規定は平成22年3月27日から、第2条の規定は同年4月1日から、第3条の規定は同年4月19日から施行する。

正誤

○宮城県公報第一六五九号（平成十七年五月二十四日付け）中

下